

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
10月6日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三  
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正 (医務保険課) ..... 四  
土地改良事業計画変更の認可 (農村整備課) ..... 四  
公告  
一般競争入札の実施 (医務保険課) ..... 四  
山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課) ..... 五  
土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課) ..... 七  
建設業の許可の取消し (監理課) ..... 七  
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 八  
雑報  
争議行為の通知 ..... 八

山口県告示第五百三十六号  
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。



当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社  
住 所 東京都港区芝四丁目一番二二番三三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽第二工場  
所 在 地 周南市開成町四五五番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 隔 連 続 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
四六一イ	一、〇〇〇	平成一八年一〇月一〇日	平成一九年一〇月三十一日	平成一九年一〇月一〇日	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
四六一ニ (二基)	一五〇	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
四六一二	一、〇〇〇	"	"	"	"
"	二〇〇	"	"	"	"
"	七二	"	"	"	"
"	五〇	"	"	"	"

備考 「四六一イ」及び「四六一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										
種 類	項 目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										
種 類	項 目	浮遊物質 ( $mg/l$ )	鉍油類 ( $mg/l$ )	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										
種 類	項 目	窒素 ( $mg/l$ )	リン ( $mg/l$ )	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										
種 類	項 目	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質 ( $mg/l$ )	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										
種 類	項 目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
		通 常 最 大	通 常 最 大										

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中和処理施設		活性炭処理施設		生物処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
七	二	"	二	七	一〇
九、六	三、一	"	三、〇	八、六	一、九
"	二六・七	三三	一五〇	五〇	五〇〇
"	二六・七	三三	一五〇	五〇	五〇〇
"	二五・六	三〇	四〇	"	五〇
"	二五・六	三〇	四〇	"	五〇
"	"	"	"	"	検出せず
"	五・三	六	一〇	"	七〇
"	五・三	六	一〇	"	七〇
"	"	"	〇・一	"	九・五
"	"	"	〇・一	"	九・五
"	三、五六	"	二、八三五	"	三五〇
"	三、五六	"	二、八三五	"	三五〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
七・五	通 常	通 常	三、九九六
八・六	最 大	最 大	三、九九六
二九・三	通 常	通 常	三、九九六
二九・三	最 大	最 大	三、九九六
三〇	通 常	通 常	三、九九六
三〇	最 大	最 大	三、九九六
検出せず	通 常	通 常	三、九九六
一一・六	通 常	通 常	三、九九六
一一・六	最 大	最 大	三、九九六
〇・九八	通 常	通 常	三、九九六
〇・九八	最 大	最 大	三、九九六

山口県告示第五百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団川村クリニッ		宇部市大字東岐波三八四八の六		平成一八、七、三一	
医療法人社団慈愛会		岩国市錦見四丁目八番九号		"	
みちがみ医院		光市島田四丁目二番八号		"	
徳山静養院		周南市五月町一三番一号		"	
徳山ニュークリニッ		銀座二丁目一二		"	
ほほえみ歯科医院		防府市勝間一丁目五番三五号		平成二一、三、三一	

山口県告示第五百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
武中歯科橋診療所		大島郡周防大島町大字土居一〇七		平成一八、七、二五	
いくも薬局戎町店		防府市戎町一丁目六番一一号		平成一五、八、三一	
高木薬局		岩国市由宇町南二丁目一番三五号		平成一八、七、一四	
有限会社薬心堂西岩国薬局		錦見四丁目七番一八号		"	
クスリのくにひろ薬局銀座本店		周南市銀座二丁目二五		"	
かわむらクリニッ		宇部市大字東岐波三八四八の六		平成一八、八、一	

くろかわクリニック	亀浦一丁目二番二二号	九
しながわクリニック	東琴芝二丁目五番一四号	七
みちがみ医院	光市大字浅江二四〇〇の一四	七
医療法人社団共愛会徳山静養院	周南市五月町一三番一号	七
よしつぐ皮ふ科クリニック	西千代田町一番五号	八
さかい内科クリニック	美祿郡秋芳町大字秋吉五三四一の一	九
医療法人社団会ほほえみ歯科	防府市勝間一丁目五番三五号	四
かめつら薬局	宇部市亀浦一丁目二番一九号	九
いくも薬局戎町店	防府市戎町一丁目六番一一号	五
いくも薬局大道店	大字台道四一二の五	八

山口県告示第五百三十九号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に關する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「大気環境監視システム」を「大気環境監視システム 全身用コンピュータ断層撮影装置」に改める。

山口県告示第五百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
防府市牟礼土地改良区	竹ノ益地区	ため池の整備	平成一八、九、二九



(五三三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品の購入
  - (二) 物品の名称及び数量
  - (三) 全身用コンピュータ断層撮影装置 一式
  - (四) 物品の特質等
  - (五) 入札説明書及び仕様書による。
  - (六) 納入期限 平成十九年一月三十一日
  - (七) 納入場所 山口県立総合医療センター
- 二 入札参加資格
  - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (三) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ

及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成十八年十一月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年十一月十七日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成十八年十一月十七日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of whole-body computed tomography system

(3) Delivery period: January 31, 2007

(4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center

(5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 16, 2006

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. November 17, 2006)

(五二四)山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十一期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主

推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主

推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主

推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主

要な部分となつてゐる使用者団体でなければならぬ。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第一条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならぬ。

## 二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

## 三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

## 四 推薦期間

平成十八年十月十七日（火曜日）から同年十二月十九日（火曜日）まで

## 五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
  - 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
  - 3 労働協約、覚書その他附属協定
  - 4 組合役員名簿
  - 5 職制機構図
  - 6 組合の予算書又は決算書
  - 7 大会議案書
  - 8 その他必要と認められる立証資料
- (二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された

労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

## 六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三三二〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推薦書

年月日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所  
の所在地

名 称  
代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 候補者の学歴、職歴及び兵役関係、組合運動関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書
- 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(五二五) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
周東川越土地改良区	毛明地区 かんがい排水	平成二一、一〇、	二、二八
玖珂郡周東町高森土地改良区	上市下・道仏地区 かんがい排水	二一、一五	〃
玖珂郡周東町中曾根土地改良区	中曾根地区 かんがい排水	〃	〃

(五二六) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

- 処分をした年月日  
平成十八年九月二十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 有限会社國弘緑地  
主たる営業所の所在地 宇部市大字東岐波七四六番地  
代表者の氏名 國弘 基昭
- 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となつた事実

取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十六条の規定に違反するものとして、平成十七年十二月八日に山口地方裁判所から懲役三年（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。

（五二七）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
光市大字三井字畑村
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
柳井市中央三丁目一〇番一〇号  
藤井 浩幸



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十八年十月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事件
  - (一) 労働条件の改善の要求に関する件
  - (二) 増員の要求に関する件
  - (三) 諸手当の改善の要求に関する件
- 二 日時  
平成十八年十月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所  
周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要  
あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十八年十月六日印刷  
平成十八年十月六日発行  
発行所 山口県知事  
定価一箇月 金二千七百円（送料共）